



第4編

計画の推進に向けて

4.1 計画の推進体制

4.2 計画の進行管理

4.1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、住民、事業者、行政がそれぞれの役割を明確に認識し、相互に連携を図りながら、協働で取り組んでいくことが重要です。

府中町が目指す環境づくりの目標像の実現に向け、本計画を総合的かつ計画的に実施していくため、以下の体制のもと、計画の推進を図ります。

【環境対策本部会議】

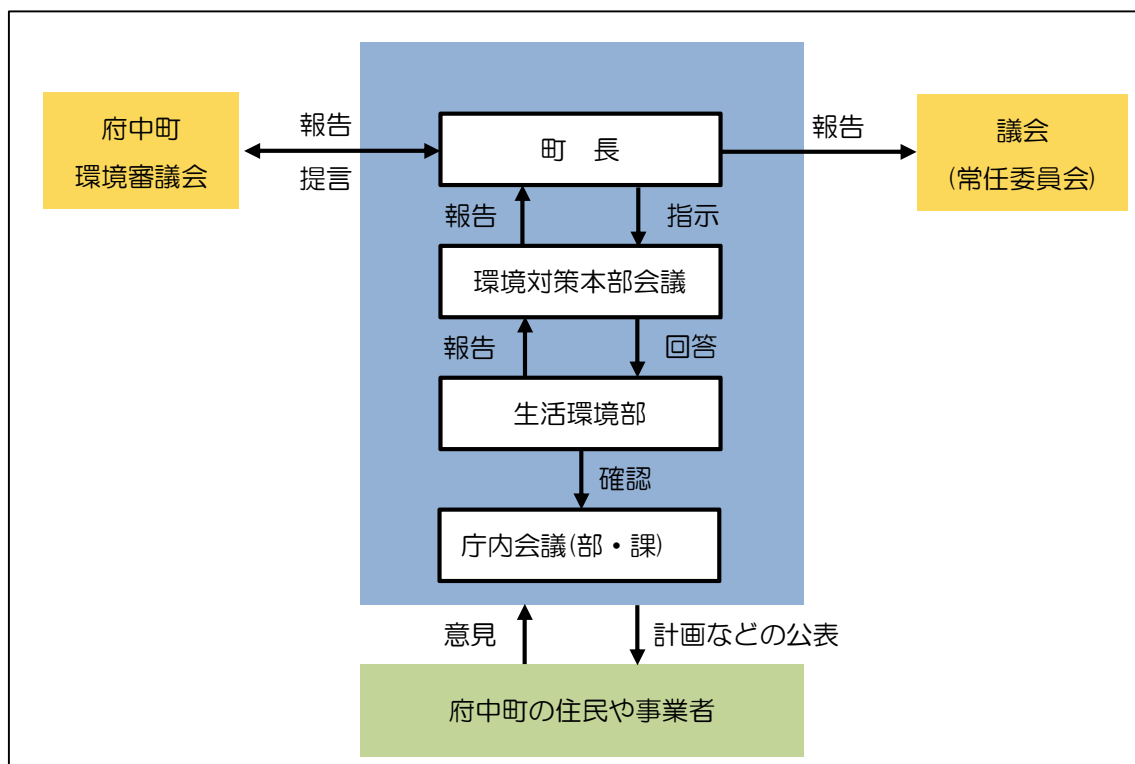
府中町の特性を活かした優れた環境と景観を守り、育て、もって快適で潤いのある質の高いまちの創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に設置された組織です。本計画の審議や各部局と横断的な連携のもと、環境に関する施策の調整を行います。

【府中町環境審議会】

「府中町環境の保全及び創造に関する基本条例」第 22 条に基づき、環境基本計画ならびにその他環境の保全と創造に関する重要な事項に関する調査審議を行う町長の附属機関で、学識経験者や町内団体、まちの職員によって構成されています。

府中町環境審議会では、本計画の進捗に対し、必要に応じて課題や進捗評価などに関する提言を行います。

図表 4-1 計画の推進体系図



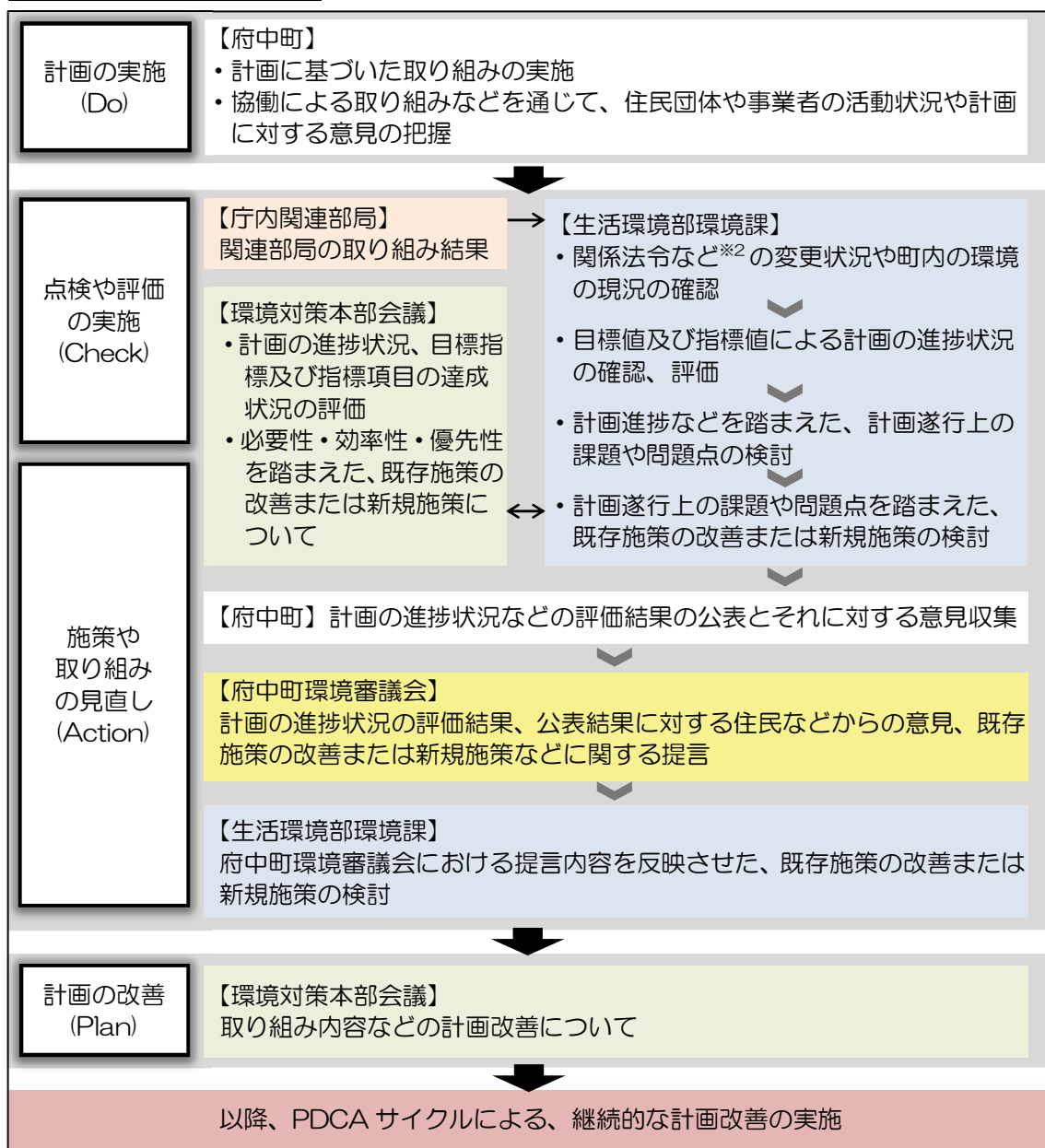
4.2 計画の進行管理

本計画策定後は、計画の実効性を確保していくため、PDCA※¹ サイクルにより施策の進捗状況や目標指標などの達成状況を把握しながら継続的な改善を図ります。

計画の進捗状況、目標指標、指標項目について定期的な点検と評価を行い、環境対策本部会議、府中町環境審議会において住民などからの計画に対する意見を踏まえた審議を行い、以降の計画に反映させていきます。

なお、計画の進捗状況などの評価結果については年一回の公表を行い、中間年度（計画 5 年度）においては計画の改定を行います。

図表 4-2 本計画の進行管理



※¹ Plan(計画)、Do(実行)、Check(点検・評価)、Action(見直し)のことで、このサイクルを繰り返しながら行っていくことにより、計画の進行状況を確認・把握し、課題を解決しながら継続的な改善を図っていく管理手法。

※² 本計画の改定にあたって参考とした法令、関連計画、ガイドブックなどを指す。具体的内容については「第5編 5.6用語説明」に記載。